

「だれもがわかる非上場株式評価」 ～自分の会社の株価はいくら？～

平成26年11月10日(月)

黒永会計事務所
税理士 黒永哲至

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-21-21
西新宿成和ビル3F

TEL 03-3363-0118

FAX 03-3363-0366

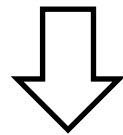
<http://www.kuronaga-ac.com>

〈PART1〉なぜ今、自社株評価なのか

相続税 大增税時代

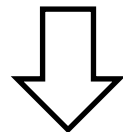
平成27年1月からスタート

不動産は「オリンピック」で上昇



「基礎控除は40%」カット
30年前のレベル

法人の経営者

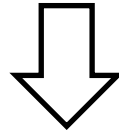


自社株式の評価で、相続税が大きく変わる

〈注意が必要な法人〉

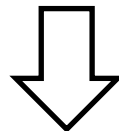
- ① 現在業績が良い法人
- ② 社歴が長く、過去に業績が良かった法人
- ③ 過去に買った土地を所有している法人

身体にとっての「健康診断」



人間ドッグ

会社経営者にとっての人間ドッグは
「自社株式の評価」



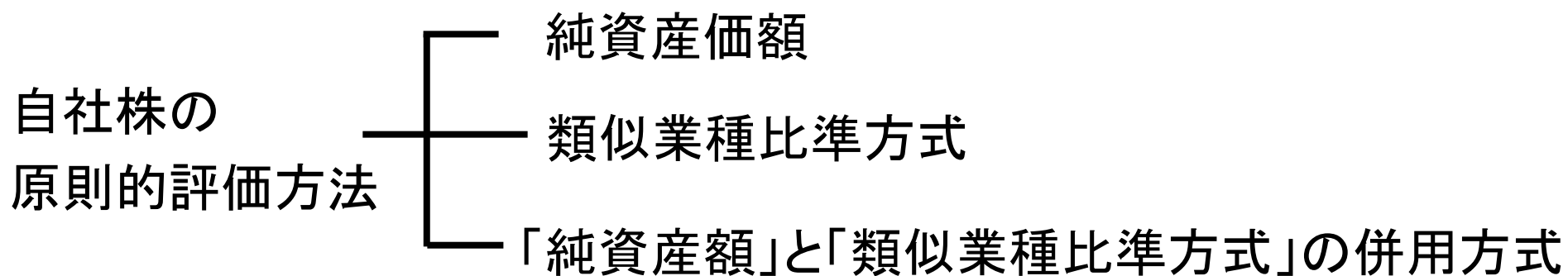
「株価」が分からなければ「相続財産」が決まらない
相続税対策の最重要ポイント

このような考えの経営者には「自社株式の評価」が重要

- (1) 親族に自己株の「贈与」「譲渡」を考えている
- (2) 子会社に自社株を「譲渡」しようとしている
「持株会社」構想

「自分の会社の株式の評価額を知っていますか？」

〈PART2〉自己株式の評価方法とは



特例的評価方法 ——— 配当還元方式

相続税及び贈与税における自社株の評価



原則 時価評価



一定要件で税法「財産評価基本通達」で定める方法を準用

それぞれの評価方法は、次の様な会社の規模や業種で決められている。

「売上高」 「資産額」 「従業員数」

《 大会社 》 「類似業種比準」(純資産価額でも可)

《 中会社 》 (下記の方法 ただし「純資産」も可)

＜中の大＞ 「類似」×0.9 + 「純資産」×(1-0.9)

＜中の中＞ 「 〃 」×0.75 + 「 〃 」×(1-0.75)

＜中の小＞ 「 〃 」×0.6 + 「 〃 」×(1-0.6)

《 小会社 》 「純資産方式」

又は「類似」×0.5 + 「純資産」×(1-0.5)

<1> 純資産方式とは

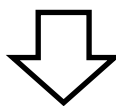
$$\begin{aligned} \text{相続税評価による〈資産〉} & \quad - \quad \text{相続税評価による〈負債〉} \\ & = \quad \text{相続税〈純資産〉} \quad \dots\dots (1) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{法人税} & \\ \text{相当額} & = \left[\begin{array}{c} \text{相続税評価} \\ \text{〈純資産〉} \end{array} - \begin{array}{c} \text{簿価} \\ \text{〈純資産〉} \end{array} \right] \begin{array}{c} \text{※} \\ \times 40\% \end{array} \quad \dots (2) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{1株当たり} & \\ \text{純資産} & = \frac{\text{(1)} - \text{(2)}}{\text{発行済株式数}} \quad \text{1株当たり} \\ & \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \text{〈税引後純資産〉} \end{aligned}$$

※相続時で清算したと仮定して、清算所得の法人税を控除する
法人税率(H26.4より)

簿価 〈資産〉 200	簿価 〈負債〉100
	簿価 〈純資産〉100



相続税 評価 〈資産〉 400 《含み益有》(200)	相続税 〈負債〉100	} 法人税等 △80 } 差引 220
	相続税 〈純資産〉300	

法人税等

$$\left[\begin{array}{ccc} \text{相続税〈純資産〉} & \text{簿価〈純資産〉} & \\ 300 & - & 100 \end{array} \right] \times 40\% = 80$$

実効税率

<2> 類似業種比準方式とは

上場企業の3要素（「利益」「配当」「純資産」）

と評価する法人の3要素を比較して「株価」を算出する方式

$$\begin{aligned} & \text{上場企業の} \\ & \text{3ヶ月の株価、} \\ & \text{と前年平均の} \\ & \text{うち、低い方} \\ & \times \frac{\frac{\text{当社「配当」}}{\text{上場「配当」}} + \frac{\text{当社「利益」}}{\text{上場「利益」}} \times 3 + \frac{\text{当社「純資産」}}{\text{上場「純資産」}}}{5} \\ & \times \left[\begin{array}{l} \text{大} \quad 0.7 \\ \text{中} \quad 0.6 \\ \text{小} \quad 0.5 \end{array} \right] \times \frac{\text{当社の1株の額面金額}}{50\text{円}} \end{aligned}$$

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(平成26年分)

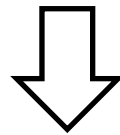
(単位:円)

業種目		B 配当金 額	C 利益金 額	D 簿価純 資産価 額	A(株価)				
大分類	番号				平成25 年平均	25年11 月分	12月分	26年1月 分	2月分
中分類									
小分類									
小売業	86	3.7	27	217	278	303	307	325	333
各種商品小売業	87	1.8	15	159	137	142	141	147	140
織物・衣服・身の回り品 小売業	88	4.8	33	239	271	282	277	277	264
飲食料品小売業	89	4.0	27	253	293	305	312	331	323
機械器具小売業	90	3.4	18	184	192	205	205	220	217
その他の小売業	91	4.1	31	215	267	289	293	306	285
医薬品・化粧品小売 業	92	9.4	59	343	526	556	558	578	543
その他の小売業	93	2.6	23	177	195	216	220	232	214
無店舗小売業	94	2.0	20	227	630	773	810	902	1,168

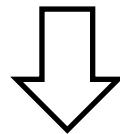
いずれか
低い「株価」

<3> 配当還元方式とは

会社の経営者一族(同族株主)以外の株主(零細株主)
の所有している株式の評価



会社の支配目的でないので評価方法が同族株主と違う



株式の所有の目的は主に「配当」にあるので次の算式による

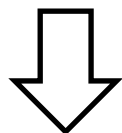
$$\frac{\text{その株式に対する年間配当金}}{10\%} \times \frac{\text{1株の資本金}}{50\text{円}}$$

※ 原則方式と比べ格段に低い

社員持株会等に適用（P45参照）

<4> 株式保有特定会社とは

法人の有する資産のうち「株式」が著しく多い場合は、
特別な評価方法による



類似業種比準方式では、不当に低くなる

< 株式保有割合 > ((小会社・中会社・大会社に共通))

相続税評価の株式及び出資

相続税評価総資産(路線価)

= 50%以上

〈評価方法〉

〈A〉 〈B〉 いずれか低い方

〈A〉 純資産価額方式

〈B〉 ^{ストック}S1 + S2 方式

S1 …… 法人の株式等以外の資産を「原則的評価方式」で評価
(受取配当金なしとする)

S2 …… 法人の株式等のみを「純資産価額方式」で評価

<5> 土地保有特定会社とは

法人の資産のうち、大部分を土地が占める場合



類似業種比準方式では「大会社」になり不当に低くなる



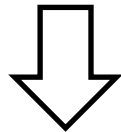
純資産価額方式

<土地保有特定会社の判定方法>

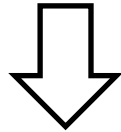
大会社		70%
中会社		90%
小会社	総資産が大会社	70%
(売上・従業員)	総資産が中会社	90%
	その他	適用なし

<6> 開業後3年未満等の会社の評価

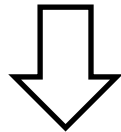
開業後 3年未満の会社



「配当」「利益」「純資産」ゼロの会社



類似業種比準方式は不適當



純資産価額

※ 開業前、又は休業中の会社も同じ「純資産価額方式」

<7> 比準要素「1」の会社の評価

類似業種比準価額等の3要素

「配当」「利益」「純資産」

このうち 配当ゼロ 利益ゼロ であれば
「純資産」のみになり「比準要素1」の法人になり
次の方法で算定する

いずれか選択

①純資産価額

②併用方式

$$\begin{aligned} & \text{類似業種比準価額} \times 0.25 \\ & + \text{純資産価額} \times (1 - 0.25) \end{aligned}$$



類似業種比準方式より不利



「配当」「利益」を計上する

< 8 > 売買の場合の自社株の評価方法

株価の算定の必要性は相続税・贈与税に限らない

< 株価の算定が必要なケース >

- ① 事業承継対策における自社株の譲渡
- ② 自己株式の買取
- ③ 同族会社の組織再編
- ④ 所得税法人税の取扱における時価評価

〈 評価方法 〉

(1) 時価評価(売買事例)又は類似売買事例

(ほとんど事例なし)

(2) (1)以外は

「財産評価基本通達」 ⇨ 「相続税評価」を準用

※実務上は「相続税評価」

〈 注意点 〉 《 重要 》

(1) 法人税等(40%)の控除なし(清算を考慮する必要がない)

(2) 「中心株主」は、会社規模の判定を常に「小会社」にする

※「純資産」の比重を大きくする

(3) 会社の所有する「不動産」と「上場有価証券」は売買時の「時価」評価

<9> 株価引下げ

<会社規模> (小→中 中→大 ……有利な区分にする)

- ① 従業員数
- ② 簿価総資産価額
- ③ 年間取引額

借入して設備の計画がある場合に、簿価総資産価額が8億円の場合、2億円の設備投資で大会社になる

中会社「8億」＋「2億」設備 ⇨ 大会社「10億」

中会社から大会社へ株価が劇的に下がる

<事業種目>

類似業種 併用割合が有利な「種目」にする(合併等)

「卸売」 → 「小売」

< ケーススタディ >

< 中会社 >

総資産 8億円

従業員 51人

売上 10億円

純資産価額 110万円

類似業種比準価額 27,600円

< 大会社 > 総資産 8億円 → 10億円

《株価》 中会社「134,840円」 → 大会社「32,200円」

76%の減額

株式や土地を数多く購入した場合は
「株式保有特定会社」や「土地保有特定会社」に
ならないよう留意する

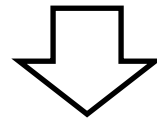
<PART3> 資産・負債の引下げ対策

<1> 不良債権

不良債権（貸倒損失）

「回収が著しく困難な場合」⇒ 純資産価額方式では減額

類似業種比率方式では、減額されない（簿価評価）

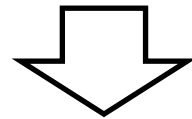


早急に「貸倒損失」計上すべき

類似業種比率方式では、「利益」を引き下げ、純資産価額は簿価で計上される

「貸倒損失」に計上しないと、「利益」と「純資産価格」の
2要素で株価上昇

「 不良債権 」



貸倒損失計上すべき

- 法人税の節税効果
- 相続税対策

類似業種比準要素

「利益」「純資産」引き下げ

(注) 貸倒損失の要件をクリアする必要あり

<2>借入れによる設備投資、資産取得

企業活動上で必要な工場、事業所、機械等の取得

借入金による「設備投資」

工場 (相続税評価 2,000万円)	5,000万円	借入金	5,000万円
--------------------------	---------	-----	---------

評価減 Δ 3,000万円

借入金 5,000万円

工場 5,000万円 (相続税評価 2,000万円)

<比準要素の引き下げ>

「純資産」「利益」

評価減 3,000万円



「純資産」 引下げ

減価償却 購入費用



「利益」 引下げ

<3> マンションを購入

現金 1億円 ⇒ マンション購入

評価額 3,000万円 (7,000万円評価減)
「純資産」の引き下げ

※ 購入後 3年間は簿価評価

ワンルームマンションの相続活用法

< メリット >

- (1) 1,000万円台から購入可
- (2) 家賃利回りが大きい
- (3) 分割が容易(円満相続)
- (4) 換金が可能

< デメリット >

- (1) 空室リスク
- (2) 地震(耐震構造)

ただし地域分散メリットも

タワーマンションの相続活用法

< メリット >

- (1) 1億円前後の価格で大規模評価減がとれる
- (2) 高層階の高価格マンションも全建物との全体評価になるので、評価上有利

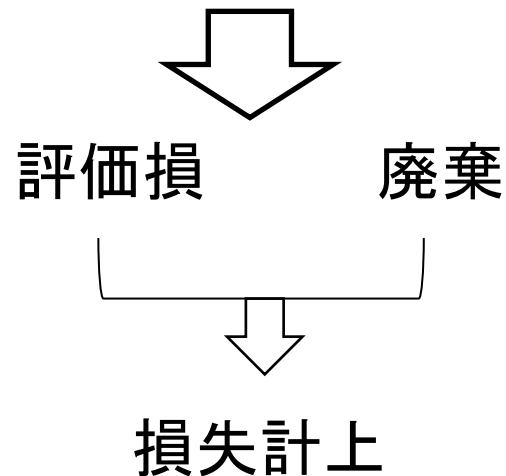
< デメリット >

- (1) 分割が困難(共有持分)
- (2) 地震(液状化)

<4> 評価損を計上

<不良在庫>

災害による著しい損傷、著しい陳腐化、破損



類似業種比準価額の「利益」と「純資産」を引き下げる

<5> 譲渡損失を計上

<含み損を抱える資産>

バブル時 購入資産 (簿価 > 時価)



「含み損」をかかえている



売却することで「譲渡損失」計上

類似業種比準価額「利益」と「純資産」引き下げ

<6> 役員退職金を計上



<在職時の受取要件>

- (1) 経営の一線から身を引く
- (2) 院政を引かない
- (3) 潤沢な資金
- (4) なるべく一時払(分割は3年以内)
- (5) 最終報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率(最大3倍)

株価が減少(退職金計上)



贈与・譲渡チャンス

<死亡時>

生命保険を利用が「原則」
法人に「死亡保険金」が入る



遺族に「死亡退職金(退職一時金)」が支払われる

※支払限度額は「在職時」と同じ

最終報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率(最大3倍)

<非課税枠あり>

500万円 × 相続人の数

<7> 配当の減額

「類似業種比準方式」の3要素の1つ「配当」

配当を減額すると

類似業種の判定要素が下がり株価が下がる

上場企業(類似業種)は10円以下が多数

◎配当ゼロにすると比準要素がなくなり

利益がない場合は「比準要素1」になり不利(配当ゼロのしない)

<ケーススタディ>

サービス業

資本金 1,000万(20万株)

利益 1億円

配当 1株25円

1株 399円

配当 25円→5円に減額

1株 343円

<配当25円の場合>

$399円 \times 20万株 = 7,980万円$

<配当 5円の場合>

$343円 \times 20万株 = 6,860万円$ (14%減)

〈PART4〉 生前贈与

自社株式を親族に生前贈与する

〈生前贈与のメリット〉

いつでも

どこでも

誰にでも

〈チェックポイント〉

双方の承諾が必要

「諾成契約」



贈与契約書

生前贈与のポイント

- ①相続税率よりも贈与税率を低く
- ②毎年(なるべく数年で)
- ③なるべく多くの親族(受贈者)に
- ④株価の低いうちに多くの株を
- ⑤経営権には留意

<ケーススタディ>

相続財産

自社株(株価)

10億円

相続人

3人

相続税

3億5,000万円 … (1)

(子と孫 計6名に贈与)

毎年 500万円 × 6人 = 3,000万円

10年間 3,000万円 × 10年 = 3億円

贈与税 (500万円 - 110万円) × 15% - 10万円

= 485,000円 × 6人 = 291万円

10年間

贈与税

291万円 × 10年 = 2,910万円 … (2)

〈 節税効果 〉

10年後
贈与財産

$$10\text{億円} - 3\text{億円} = 7\text{億円}$$

相続税

$$2\text{億}1,240\text{万円} \quad \dots \quad (3)$$

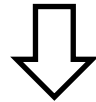
節税効果

$$(1) - (2) - (3) = 1\text{億}850\text{万円}$$

〈PART5〉自己株式の取得

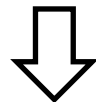
〈1〉自己株式の取得が可能に

会社が自己株式(自社株)の取得は従来禁止されていた



平成13年商法改正で「自己株式」購入が可能になった

「自己株式」を相続した場合、換金できなかった



会社に「自己株式」を譲渡することで相続人は納税が可能になった

<2> 金庫株とは

会社が「自己株式」を取得して長期保有



「自己株式」を金庫に入れるのと同じ効果



「金庫株」という

※会社が「自己株式」を買い取る範囲は配当可能利益の範囲内に限られる



財源規制

<3> 種類株式とは

以前は「株式」の権利は同じ

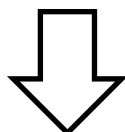
商法改正で

「議決権のある株式」

「議決権制限株式」

「配当優先無議決権株式」

等の各種の株式の発行が可能になった



「種類株式」という

「株式」の権利に「格差」をつけられる

< 相続対策での活用 >

- (1) 後継者には「議決権のある株式」
- (2) それ以外の相続人には「議決権制限株式」

「相続人」によって「株式」の権利を変更

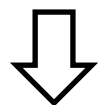
「遺産分割」と「事業承継」が円滑に行く

〈PART6〉 生命保険

〈1〉 生命保険を使った自己株式対策（自己株式の買取）

〈評価減〉
損金性の高い保険
「収益」を減らす ⇒ 類似要素

〈納税資金〉
死亡保険金（法人契約）

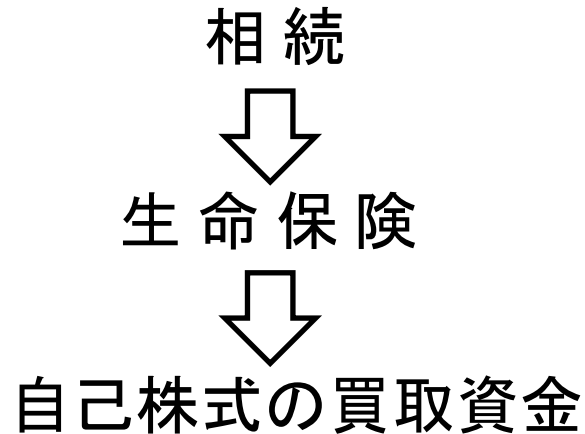


死亡退職金
弔慰金

非課税

500万円 × 相続人

法人が、社長に対し生命保険に加入



相続人が自己株式を相続

相続税の納付困難

相続人が自己株式を法人に譲渡

〈PART7〉 その他 <1> 社員持株会の活用

「社員持株会」とは、社員が自社株を購入し、退職時に会社が買取る制度で、評価は「配当還元方式」が使えて有利になる

(会社)

<メリット>

- (1) 経営者の株式減少
- (2) 株式の社外流出の防止
- (3) 社員持株会が、株主となり、安定株主が確保
- (4) 株式の集中

<デメリット>

- (1) 経営者が株式を買い戻す際、贈与税が生じる可能性あり
- (2) 社員持株会の維持運営に時間と費用を要する

(社員)

<メリット>

- (1) 配当金による財産形成
- (2) 株式所有によるモチベーションアップ
- (3) 経営参加意識の向上
- (4) 会社に対する帰属意識が高まる

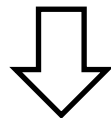
<デメリット>

- (1) 株式市場がないため換金性に乏しいこと
- (2) 業績により配当金が支払われない可能性があること

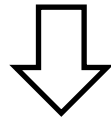
<2> 役員借入金

<債務免除>

役員借入金 ⇒ 役員個人の相続財産
(名目上の財産)



キャッシュがなくても「相続税」が課税される
法人に「繰越欠損金」がある場合は、役員が
その「役員借入金」を債務免除



「相続財産」が減る

<DES>

Debt(負債)Equity(自己資本)Swap(交換)
役員借入金を「資本」として「増資」する

<3> 非上場株式の物納

相続税の納付

原則 …… 金銭全額納付

例外 …… 金額納付が困難な場合



「金銭納付を困難とする理由書」を提出

許可を受ける必要有

「延納」(分割納付)

< 例外の例外 >

財産の大部分が「自社株」の場合



「物納」申請ができる (一定の制限あり)



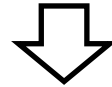
ただし「相続人」か「発行会社」が買取が前提

〈物納できない非上場株式〉

- ① 金融商品取引法等の規定で譲渡の手続きがとられていないもの
- ② 譲渡制限株式
- ③ 質権その他の担保権の目的となっている株式
- ④ 権利の帰属について争いがある株式

〈物納の流れ〉

「物納」許可



随意契約適格者（物納者、当該法人）
に収納日が1ヶ月以内買取意向確認



1年以内に購入する必要
国が評価した「時価」



買取意向がない場合は
「一般競争入札」
(5年以内に処分)